

令和6年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立一関工業高等学校

校長名 菅原 基

1 活動の方針

- (1) 部活動の加入については任意とし、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものとする。
- (2) 生徒が自主的、自発的にかつ健全に活動するよう教育的な配慮をし、保護者との連携を密に行うとともに、生徒の健康状態を十分把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。
- (3) 体力や技能の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に努める。

2 休養日・活動時間について

- (1) 休養日
 - ア 週1日以上休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上休養日の設定に努める。
- (2) 活動時間
 - ア 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。ただし、練習試合等についてはこの限りではない。
 - イ 定期考査終了後2週間以内に大会等がある場合、所定の願により校長の許可を得て放課後1時間程度練習することができる。

3 活動のきまり

- (1) 部活動の方針の策定等
 - (ア) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。
- (2) 短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導の工夫
- (3) 部活動における適切な指導の実施
 - (ア) 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）を徹底する。
 - (イ) 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。
 - (ウ) 生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツや文化的活動等に親しむ基礎を養う。
 - (オ) 生徒がバーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、スポーツ医・科学の見地を踏まえ適切な指導を行う。
- (4) 部活動における地域との連携等

- (ア) 地域のスポーツ団体等との連携、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を推進する。
- (イ) 地域と連携した取組を推進することについて、支援団体（教育振興会、同窓会）、保護者の理解と協力を促す。

4 その他

(1) 適切な運営のための体制整備

- (ア) 部活動の指導方針（ねらい、指導体制、休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者外部指導者等、が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。
- (イ) 暴力（体罰）・ハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）の根絶を徹底する。

(2) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

- (ア) 多様なニーズに応じた活動の環境整備を行う。
- (イ) 合同部活動の取組を推進する。

(3) 学校部活動中の事故防止等

- (ア) 気象情報等に留意し、熱中症防止等について適切に対応する。
- (イ) マニュアル作成等による安全管理体制を構築する。